

新旧対照表

○ 千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）

（赤文字及び下線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考																				
<p>（公安委員会に提出する申請書等の経由先等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を署長を経て公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）施行規則<u>第6条の3の5</u>に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出</p> <p>3から6まで（略）</p> <p>別表第3（第6条の2）</p>	<p>（公安委員会に提出する申請書等の経由先等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を署長を経て公安委員会に提出して行わなければならない。</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）施行規則<u>第6条の3の3</u>に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出</p> <p>3から6まで（略）</p> <p>別表第3（第6条の2）</p>	<p>施行規則改正による条ずれ</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名等</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉指定市道蘇我町線</td> <td>千葉市中央区蘇我二丁目70番2地先から蘇我四丁目662番20地先まで</td> </tr> <tr> <td><u>千葉市道新港17号線</u></td> <td><u>千葉市美浜区新港89番1地先から74番4地先まで</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名等	区間	略		千葉指定市道蘇我町線	千葉市中央区蘇我二丁目70番2地先から蘇我四丁目662番20地先まで	<u>千葉市道新港17号線</u>	<u>千葉市美浜区新港89番1地先から74番4地先まで</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名等</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉指定市道蘇我町線</td> <td>千葉市中央区蘇我二丁目70番2地先から蘇我四丁目662番20地先まで</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名等	区間	略		千葉指定市道蘇我町線	千葉市中央区蘇我二丁目70番2地先から蘇我四丁目662番20地先まで	(新設)		略		
路線名等	区間																					
略																						
千葉指定市道蘇我町線	千葉市中央区蘇我二丁目70番2地先から蘇我四丁目662番20地先まで																					
<u>千葉市道新港17号線</u>	<u>千葉市美浜区新港89番1地先から74番4地先まで</u>																					
略																						
路線名等	区間																					
略																						
千葉指定市道蘇我町線	千葉市中央区蘇我二丁目70番2地先から蘇我四丁目662番20地先まで																					
(新設)																						
略																						

改正後	改正前	備考																																																																																																																																								
<p>別記 第1号様式の2（第2条の3第1項第4号キ）</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="190 319 891 821"> <tr> <td>駐車禁止除外指定車</td> <td>番号</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">使用中</td> </tr> <tr> <td>車両登録番号</td> <td colspan="3">号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">運転者の連絡先/用務先</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> <tr> <td>発行日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> 千葉県公安委員会 印</td> </tr> </table> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="190 874 891 1377"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">注 意 事 項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 標章の有効期限が経過したとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 被交付者等</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	駐車禁止除外指定車	番号	第	号	使用中				車両登録番号	号			運転者の連絡先/用務先				別紙のとおり				有効期限	年	月	日まで	発行日	年	月	日	 千葉県公安委員会 印				注 意 事 項		1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。		(1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8）		(2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）		(3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）		(4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）		(5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）		2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。		3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。		4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。		5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。		6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。		(1) 標章の有効期限が経過したとき。		(2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。		(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。		<input type="checkbox"/> 被交付者等		住 所		氏 名		<p>別記 第1号様式の2（第2条の3第1項第4号キ）</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="1019 319 1720 821"> <tr> <td>駐車禁止除外指定車</td> <td>番号</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">使用中</td> </tr> <tr> <td>車両登録番号</td> <td colspan="3">号</td> </tr> <tr> <td colspan="4">運転者の連絡先/用務先</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td>有効期限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> <tr> <td>発行日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> 千葉県公安委員会 印</td> </tr> </table> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="1019 874 1720 1377"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">注 意 事 項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 標章の有効期限が経過したとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 被交付者等</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	駐車禁止除外指定車	番号	第	号	使用中				車両登録番号	号			運転者の連絡先/用務先				別紙のとおり				有効期限	年	月	日まで	発行日	年	月	日	 千葉県公安委員会 印				注 意 事 項		1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。		(1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）		(2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）		(3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）		(4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）		(5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）		2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。		3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。		4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。		5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。		6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。		(1) 標章の有効期限が経過したとき。		(2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。		(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。		<input type="checkbox"/> 被交付者等		住 所		氏 名		<p>法改正による条の変更</p>
駐車禁止除外指定車	番号	第	号																																																																																																																																							
使用中																																																																																																																																										
車両登録番号	号																																																																																																																																									
運転者の連絡先/用務先																																																																																																																																										
別紙のとおり																																																																																																																																										
有効期限	年	月	日まで																																																																																																																																							
発行日	年	月	日																																																																																																																																							
 千葉県公安委員会 印																																																																																																																																										
注 意 事 項																																																																																																																																										
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。																																																																																																																																										
(1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8）																																																																																																																																										
(2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）																																																																																																																																										
(3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）																																																																																																																																										
(4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）																																																																																																																																										
(5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）																																																																																																																																										
2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。																																																																																																																																										
3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。																																																																																																																																										
4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。																																																																																																																																										
5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。																																																																																																																																										
6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。																																																																																																																																										
(1) 標章の有効期限が経過したとき。																																																																																																																																										
(2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。																																																																																																																																										
(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。																																																																																																																																										
<input type="checkbox"/> 被交付者等																																																																																																																																										
住 所																																																																																																																																										
氏 名																																																																																																																																										
駐車禁止除外指定車	番号	第	号																																																																																																																																							
使用中																																																																																																																																										
車両登録番号	号																																																																																																																																									
運転者の連絡先/用務先																																																																																																																																										
別紙のとおり																																																																																																																																										
有効期限	年	月	日まで																																																																																																																																							
発行日	年	月	日																																																																																																																																							
 千葉県公安委員会 印																																																																																																																																										
注 意 事 項																																																																																																																																										
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。																																																																																																																																										
(1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）																																																																																																																																										
(2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）																																																																																																																																										
(3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）																																																																																																																																										
(4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）																																																																																																																																										
(5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）																																																																																																																																										
2 この標章は、被交付者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。																																																																																																																																										
3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。																																																																																																																																										
4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。																																																																																																																																										
5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。																																																																																																																																										
6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。																																																																																																																																										
(1) 標章の有効期限が経過したとき。																																																																																																																																										
(2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。																																																																																																																																										
(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。																																																																																																																																										
<input type="checkbox"/> 被交付者等																																																																																																																																										
住 所																																																																																																																																										
氏 名																																																																																																																																										

改正後	改正前	備考																																																																								
<p>第1号様式の3（第2条の3第1項第4号ク）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 2px;">駐車禁止除外指定車</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">番号</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">歩行困難者使用中</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">運転者の連絡先／用務先</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">有効期限</td> <td style="padding: 5px;">年</td> <td style="padding: 5px;">月</td> <td style="padding: 5px;">日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発行日</td> <td style="padding: 5px;">年</td> <td style="padding: 5px;">月</td> <td style="padding: 5px;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">千葉県公安委員会 印</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8） (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項） 2 この標章は、被交付者が現に車両を使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。 6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 標章の有効期限が経過したとき。 (2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。 (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 <p><input type="checkbox"/> 被交付者等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">住 所</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏 名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table> </div>	駐車禁止除外指定車	番号	第	号	歩行困難者使用中				この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両				運転者の連絡先／用務先				別紙のとおり				有効期限	年	月	日まで	発行日	年	月	日				千葉県公安委員会 印	住 所		氏 名		<p>第1号様式の3（第2条の3第1項第4号ク）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 2px;">駐車禁止除外指定車</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">番号</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">歩行困難者使用中</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 5px;">運転者の連絡先／用務先</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">有効期限</td> <td style="padding: 5px;">年</td> <td style="padding: 5px;">月</td> <td style="padding: 5px;">日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発行日</td> <td style="padding: 5px;">年</td> <td style="padding: 5px;">月</td> <td style="padding: 5px;">日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;"></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">千葉県公安委員会 印</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び第75条の8） (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項） 2 この標章は、被交付者が現に車両を使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。 6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 標章の有効期限が経過したとき。 (2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。 (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 <p><input type="checkbox"/> 被交付者等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">住 所</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏 名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table> </div>	駐車禁止除外指定車	番号	第	号	歩行困難者使用中				この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両				運転者の連絡先／用務先				別紙のとおり				有効期限	年	月	日まで	発行日	年	月	日				千葉県公安委員会 印	住 所		氏 名		<p>法改正による条の変更</p>
駐車禁止除外指定車	番号	第	号																																																																							
歩行困難者使用中																																																																										
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両																																																																										
運転者の連絡先／用務先																																																																										
別紙のとおり																																																																										
有効期限	年	月	日まで																																																																							
発行日	年	月	日																																																																							
			千葉県公安委員会 印																																																																							
住 所																																																																										
氏 名																																																																										
駐車禁止除外指定車	番号	第	号																																																																							
歩行困難者使用中																																																																										
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両																																																																										
運転者の連絡先／用務先																																																																										
別紙のとおり																																																																										
有効期限	年	月	日まで																																																																							
発行日	年	月	日																																																																							
			千葉県公安委員会 印																																																																							
住 所																																																																										
氏 名																																																																										

改正後	改正前	備考																														
<p>第1号様式の4（第2条の3第1項第4号ク）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">駐車禁止除外指定車</div> <div style="float: right; text-align: right;">番号 第 号</div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 紫外線要保護者使用中 （日の出から日没までの時間に限る。） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">運転者の連絡先／用務先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">有効期限 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発行日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;"> 千葉県公安委員会 印 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">注 意 事 項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。 (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8） (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項） 2 この標章は、被交付者が現に車両を使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。 6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 (1) 標章の有効期限が経過したとき。 (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。 (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 <input type="checkbox"/> 被交付者等 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">駐車禁止除外指定車</div> <div style="float: right; text-align: right;">番号 第 号</div>	紫外線要保護者使用中 （日の出から日没までの時間に限る。）	この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	運転者の連絡先／用務先	別紙のとおり	有効期限 年 月 日まで	発行日 年 月 日	千葉県公安委員会 印	注 意 事 項	1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。 (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8） (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項） 2 この標章は、被交付者が現に車両を使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。 6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 (1) 標章の有効期限が経過したとき。 (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。 (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 <input type="checkbox"/> 被交付者等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名		<p>第1号様式の4（第2条の3第1項第4号ク）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">駐車禁止除外指定車</div> <div style="float: right; text-align: right;">番号 第 号</div> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 紫外線要保護者使用中 （日の出から日没までの時間に限る。） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">運転者の連絡先／用務先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">有効期限 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発行日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;"> 千葉県公安委員会 印 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">注 意 事 項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。 (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び第75条の8） (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項） 2 この標章は、被交付者が現に車両を使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。 6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 (1) 標章の有効期限が経過したとき。 (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。 (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 <input type="checkbox"/> 被交付者等 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">駐車禁止除外指定車</div> <div style="float: right; text-align: right;">番号 第 号</div>	紫外線要保護者使用中 （日の出から日没までの時間に限る。）	この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	運転者の連絡先／用務先	別紙のとおり	有効期限 年 月 日まで	発行日 年 月 日	千葉県公安委員会 印	注 意 事 項	1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。 (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び第75条の8） (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項） 2 この標章は、被交付者が現に車両を使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。 6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 (1) 標章の有効期限が経過したとき。 (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。 (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 <input type="checkbox"/> 被交付者等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名		<p>法改正による条の変更</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">駐車禁止除外指定車</div> <div style="float: right; text-align: right;">番号 第 号</div>																																
紫外線要保護者使用中 （日の出から日没までの時間に限る。）																																
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両																																
運転者の連絡先／用務先																																
別紙のとおり																																
有効期限 年 月 日まで																																
発行日 年 月 日																																
千葉県公安委員会 印																																
注 意 事 項																																
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。 (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8） (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項） 2 この標章は、被交付者が現に車両を使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。 6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 (1) 標章の有効期限が経過したとき。 (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。 (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 <input type="checkbox"/> 被交付者等																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名																													
住 所																																
氏 名																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">駐車禁止除外指定車</div> <div style="float: right; text-align: right;">番号 第 号</div>																																
紫外線要保護者使用中 （日の出から日没までの時間に限る。）																																
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両																																
運転者の連絡先／用務先																																
別紙のとおり																																
有効期限 年 月 日まで																																
発行日 年 月 日																																
千葉県公安委員会 印																																
注 意 事 項																																
1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。また、次のような駐車はできません。 (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び第75条の8） (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項） (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条） (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項） (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項） 2 この標章は、被交付者が現に車両を使用中の場合以外は使用できません。 3 この標章の「別紙のとおり」の部分は、運転者の連絡先又は用務先を別途書面に記載してください。その上で、標章とともに車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において、警察官の指示があつた場合には、その指示に従ってください。 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。 6 次の場合は、この標章（(3)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。 (1) 標章の有効期限が経過したとき。 (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。 (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 <input type="checkbox"/> 被交付者等																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	住 所		氏 名																													
住 所																																
氏 名																																